

第 8 8 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 5 号 )

---

招 集 年 月 日 令 和 元 年 1 2 月 1 8 日 ( 水 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 議 1 2 月 1 8 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 5 日 )

---

議 事 日 程

- 日 程 第 1 総 務 経 済 常 任 委 員 会 行 政 視 察 報 告  
広 報 広 聴 常 任 委 員 会 行 政 視 察 報 告
- 日 程 第 2 第 133 号 議 案 損 害 賠 償 に 係 る 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て
- 日 程 第 3 第 134 号 議 案 宍 粟 市 水 道 事 業 給 水 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 4 発 議 第 3 号 新 た な 過 疎 対 策 法 の 制 定 に 関 す る 意 見 書 に つ い て
- 日 程 第 5 所 管 事 務 等 調 査 に つ い て
- 

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 1 総 務 経 済 常 任 委 員 会 行 政 視 察 報 告  
広 報 広 聴 常 任 委 員 会 行 政 視 察 報 告
- 日 程 第 2 第 133 号 議 案 損 害 賠 償 に 係 る 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て
- 日 程 第 3 第 134 号 議 案 宍 粟 市 水 道 事 業 給 水 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 4 発 議 第 3 号 新 た な 過 疎 対 策 法 の 制 定 に 関 す る 意 見 書 に つ い て
- 日 程 第 5 所 管 事 務 等 調 査 に つ い て
- 

応 招 議 員 ( 1 6 名 )

出 席 議 員 ( 1 6 名 )

1 番 津 田 晃 伸 議 員	2 番 宮 元 裕 祐 議 員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	4 番 西 本 諭 議 員
5 番 今 井 和 夫 議 員	6 番 大 久 保 陽 一 議 員
7 番 田 中 孝 幸 議 員	8 番 神 吉 正 男 議 員
9 番 田 中 一 郎 議 員	1 0 番 山 下 由 美 議 員
1 1 番 飯 田 吉 則 議 員	1 2 番 大 畑 利 明 議 員

13番 浅田雅昭 議員

14番 実友 勉 議員

15番 林 克治 議員

16番 東 豊俊 議員

---

欠席議員 なし

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 宮崎一也 君 書記 小谷慎一 君

書記 小椋沙織 君 書記 中瀬裕文 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 福元晶三 君 副市長 中村 司 君

教育長 西岡章寿 君 参事兼総合病院事務部長 隅岡繁宏 君

企画総務部長 坂根雅彦 君 まちづくり推進部長 津村裕二 君

市民生活部長 平瀬忠信 君 健康福祉部長 世良 智 君

産業部長 名畑浩一 君 建設部長 富田健次 君

一宮市民局長 上長正典 君 波賀市民局長 坂口知巳 君

千種市民局長 福山敏彦 君 会計管理者 田中祥一 君

教育委員会教育部長 前田正人 君 農業委員会事務局長 西村吉一 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（東 豊俊君） 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和元年度（平成30年度事業対象）宍粟市教育委員会点検・評価報告書が議長宛て提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 総務経済常任委員会行政視察報告

広聴広聴常任委員会行政視察報告

○議長（東 豊俊君） 日程第1、総務経済常任委員会及び広聴広聴常任委員会行政視察報告を議題とします。

まず、総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） おはようございます。総務経済常任委員会におきまして、行政視察を行いましたので、報告をいたします。

なお、詳細は後ほどごらんをいただくということで、主な内容について報告をいたします。

まず、視察年月日です。令和元年10月24日木曜日から25日金曜日。

視察先は、岡山県真庭市、鳥取県日南町。

視察の概要として、まず、岡山県真庭市についてです。

視察のテーマは、バイオマス産業都市構想について。

視察の目的は、宍粟市において、持続可能なまちづくりを進めるため、豊かな森林資源を生かし、「森林から創まる地域創生」を地域創生総合戦略のテーマに掲げた取り組みを進めている中で、地域資源、特に森林資源を活用した視察を探るため、バイオマス産業都市構想について視察を行いました。

次、バイオマス産業都市構想の推進の経緯についてであります。

平成5年に産業の衰退化を危惧した地元の若手経営者や各方面のリーダーたちが中心となり、「21世紀の真庭塾」を立ち上げ、未来の真庭について、意見交換や取り組みを行う中で、行政や産学連携の仕組みが「協働」の形で参画し、現在のバイオマスタウンの推進力となっております。

バイオマス産業都市構想推進状況等についてであります。

木質バイオマスの燃料活用に向け、平成17年にNEDO実証実験を実施し、平成21年には、バイオマス資源の安定供給体制の構築を目指す真庭バイオマス集積基地が完成。この基地では、森林から排出された林地残材や製材の際に発生する木くず・樹皮などが燃料や資源に加工され、未利用木材や廃棄物に価値を付与しております。

さらに、林業・木材業の活性化、雇用の創出、中山間地域の活性化を図るためにバイオマス発電所を稼働させております。また、産業団地内には、新建材として注目されるCLT（直交集成材）工場も稼働しております。

真庭市においては、木質副産物だけでなく、家畜排せつ物や食品廃棄物等もバイオマスとして活用をされております。家庭から出るごみについても、現在一部地域を対象にモデルプラント事業を実施されており、将来市内全域を対象とした資源化事業実施を計画されているということでございます。

次に、5ページ、鳥取県日南町についてです。

視察テーマは、森林資源の活用について及びコンパクトヴィレッジ構想についてであります。

視察の目的は、森林資源を活用した施策を探るため、木材カスケード計画及び町有林Jクレジット等林業成長産業化についてと、緩やかな人口減少を実現させるため、道の駅を核とした中心地に生活に必要な諸機能を近接配置し、効率的で持続可能なまちづくりを目指すコンパクトヴィレッジ構想について、視察を行いました。

まず、コンパクトヴィレッジ構想推進の経緯についてであります。

人口減少、少子高齢化により、地域ごとの施設や店舗の閉鎖等が進むことから、中心部に行政、医療、福祉、教育、商業の機能を集約し、そこへ町営のバスやデマンドバスを運行させ、暮らしている地域を守りつつ、コンパクトな行政を目指すことということでございます。

コンパクトヴィレッジ構想推進状況等についてであります。

コンパクトヴィレッジ構想の中核施設として、「道の駅 にちなん日野川の郷」

を整備し、人・もの・サービス・情報を集め、新たな地域づくりの場を創出しようとされています。

地域からの移動手段として、町営バス（路線バス及びデマンドバス）、コンパクトヴィレッジ内は循環バスを運行し、住むのは地域、生活機能は中心地域と緩やかな人口減少で創造的過疎を実現し、持続可能なまちづくりに取り組んでおられます。

また、環境への取り組みとして、「道の駅 にちなん日野川の郷」は、CO<sub>2</sub>排出ゼロを目指すカーボンオフセットの仕組みを導入されており、買い物をすると、一商品につき、1円が間伐など森林整備に役立っているということでございます。

次に、林業成長産業化の取り組み状況についてでございます。

地域再生計画の認定を国に受けられまして、日野川の森林木材団地に生産・加工・流通を集約、総合的な低コスト化による定時定量、定品質、定価格の安定供給システムを目指す木材流通拠点を整備されております。

団地内には、原木市場、森林組合集荷場、LVL製材工場、製紙用チップ供給会社が立地しております。LVL製材工場では、いわゆる並材から付加価値の高い木材加工製品を製造されており、団地内の未利用材や樹皮等の処理のため、バイオマス発電の整備についても予定されているとのことです。

適切な森林管理と集約を図るため、森林組合と連携し、森林所有者意向調査を実施し、不在村地主等、山林集約化事業に取り組んでおられます。

また、林業人材の確保を図るため、町営では全国初の林業アカデミーを開講、また、環境への取り組みとして、FSC森林認証を受けている町有林において、間伐材を対象にクレジットを認証取得されております。

最後に、総括として、委員会としての考察でございます。

真庭市及び日南町とも豊かな森林資源を余すことなく活用する事業を産学官連携のもと、総合的・長期的戦略を立て、事業展開をされているということです。

真庭市においては、民間主催で始まった地域産業発展の取り組みが行政や産学連携の仕組みが協働の形で参画し、未来を見据えた長期的なバイオマス産業都市構想を産学官一体となって展開されております。

また、日南町においては、コンパクトヴィレッジの地域経済を活気づける成長産業は農林業であり、地域再生計画に基づき林業成長産業化に取り組み、循環型林業の創造を図っておられます。

真庭市、日南町ともに生産・加工・流通を集約する用地を有していた好条件があったとしても、将来を見据えた産学官一体となった長期的な構想は必要不可欠であ

り、宍粟市においても豊かな地域資源を活用した循環型地域社会の創造を目指すため、地域産業の振興と地域の活性化につながる未来を見据えた長期的な構想を策定し、産学官連携した事業展開に取り組む必要があると感じました。

視察を終え、委員会として政策提言につなげていきたいと思っておりますが、今後、議論を深めていきたいと思っております。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これで、総務経済常任委員会行政視察報告を終わります。

続いて、広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長、12番、大畑利明議員。

○広報広聴常任委員長（大畑利明君） おはようございます。広報広聴常任委員会を代表いたしまして、行政視察の報告をさせていただきたいと思っております。

視察の年月日は、本年11月5日でございます。

視察先は、兵庫県の西脇市議会でございます。

なぜ西脇市議会を選んだかと申しますと、西脇市議会は、特に議会改革が進んでおりまして、日経グローバルの議会活力度ランキングで全国1位、早稲田大学マニフェスト研究所の行います議会改革度ランキングで全国10位ということで、大変熱心に取り組んでおられるというところで、私どもでもその取り組みについて学ばせていただきました。

西脇市議会のほうからは、林議長をはじめ議会運営委員会の皆さん、それから広報広聴常任委員会の皆さん方に御出席をいただいて、いろんなアドバイスを受けてまいりました。

視察のテーマでございますが、議会改革のうち、広報広聴常任委員会が受け持っております広報広聴活動の活性化に向けた市民参画制度、あるいは情報共有の取り組み、議会機能強化、そういうものについての研修を行ってまいりました。

調査事項のまず1番目でございますが、市民参加制度ということで、議会報告会、議会と語ろう会という名称でございましたが、西脇市議会は、毎年2回開催をされております。3月、9月の定例会が終わった後、5月、11月に各自治会単位で開催

をされておりました、1回当たり20自治会、年間40自治会を対象にして行っておられます。2年間でほぼ市内全自治会が開催できるという話でございます。

参加者につきましても、1開催当たり平均314人、一つの自治会に換算しますと、大体16人程度の参加実績となっております。

また、議員側の対応でございますが、5班編成、各班3名と、ヘルプ、補助的に入る3名が一つの班を主催しまして、それぞれの会場に出向いております。各議員が報告会にどの程度かかわっているかということにつきましては、相当多くのかかわりがございまして、1回の開催について、大体4自治会とヘルプで参加するのが7～8回程度でございます。ですから、最低でも10回程度ぐらひは全ての議員がかかわっておりまして、さらに班長になりますと、地域との調整もろもろございまして、さらにそのプラス10回ぐらひということで、20回程度はこの議会報告会にかかわるという頻度でございます。

また、開催後の取り扱いといたしましては、報告書、ここにもございますが、40ページにわたる冊子にまとめて、各自治会長あるいは自治会員の皆さんには回覧を依頼するというような丁寧な取り組みをされておりました。

それから、もう1点は、課題懇談会というものも開催されております。これは、市民団体と常任委員会がテーマを決めて意見交換するというものでございます。宍粟市でいいますと、おでかけ市議会、これが同様の趣旨であるかというふうに思います。

次に、情報共有でございますが、全ての公式の会議が対象になっておりまして、インターネット中継、録画配信が行われております。

委員会中継については、平成27年9月から全ての委員会と議員協議会のライブ中継と録画配信を開始をされております。私もみずからこの会議の録画を見てみましたが、相当熱心な議論がされていることが市民に伝わるということを感じました。

もう1点、情報の共有という面では、会議録のインターネット公開、それから市議会のホームページの充実でございます。

公式の会議、本会議、それから全ての委員会、議員協議会、これらを対象にインターネットで公開をしております。あらゆる議会に関する情報は、積極的にホームページで公開に努めておられます。その内容については、ここに記載しているとおりでございます。全ての会議記録でございます。

それから、もう1点は、議会だよりの充実とフェイスブックページの開設というところです。

議会だよりにつきましても、事前に議員研修をしっかりと行くと。それから、編集班というものを設けて、詳細な編集会議等々を行うということで取り組んでおられました。

また、文字数を減らして読みやすくする。親しみやすさを重視するという紙面づくりに努めておられますし、スマホ世代に対応できるようなレイアウトに変更もされております。

それから、公式のフェイスブックページ、これも議会の取り組みとして開設をされておまして、いろんな情報がタイムリーに配信できるようにされておりました。

それから、議会機能強化の面では、パソコン、タブレットの持ち込みでございます。

タブレット端末につきましては、例規集のペーパーレス化という観点から、行政の貸与という形で導入がされております。

ICTの取り組みについては、まだまだ全ての人が使いこなせていないという問題がございますけども、積極的に導入に取り組んでおられるということです。さらに、ICTの問題については、ウイルスの問題とか、ハッキング、そういうものへの対応、そういうことが課題にあるということも調査で明らかになっております。

さらに、議会機能強化では、特定所管事務調査というものがございます。

各常任委員会の所管事務調査のうち、年度内で特に調査を必要とするものの課題を抽出をいたしまして、政策の立案・提言に結びつける特定所管事務調査制度というものを設けてございます。これについては、毎年12月の定例会でこの特定所管事務調査事項というものを議会が決議を行って、翌年の12月の定例会に結論を出すと、そういう取り組みでございます。

委員会としての考察でございますが、まず、議会報告会、これについては、私たちも学んでいこうというふうに思っております。

これから詳細な検討に入ろうと思っておりますが、できる限り小さい単位で開催していくことが、より市民と親しみを持っていただくようになると思われますし、市民の声が、より吸収しやすいんではないかということで、この検討に入りたいと思っております。

さらに、報告書の作成につきましても、同時変更で検討していきたいというふうに考えております。

課題懇談会につきましては、今のおでかけ市議会制度がございますので、これの充実を図っていきたいというふうに考えます。



それから、情報共有、これも相当進めていく必要があるというふうに思いました。

会議のインターネット中継、録画配信、これは全ての会議が対象でございます。委員の所管のところにもありますが、公開するのが当たり前であると。市民に議会とか議員のやっていることを全て公開していくのが、これが当たり前の話ではないかというのが西脇市議会の皆さんの意見でございます。そういうことも踏まえて、宍粟市でもこの導入について具体の検討に入る時期にあるというふうに考えておりますので、初期投資、運営経費なども含めた検討を行っていきたいと思います。

それから、会議録、ホームページ、そういうものの充実でございますが、現在のホームページでも一定の議案の公開がされておりますが、ただ、一覧表のみの公開でございますので、西脇のように議案そのものが公開をされているということについて、研究をしていく必要があるというふうに思います。

これは、広報広聴常任委員会の権限外にも当たりますので、議会運営委員会の皆さんとも協議しながら、検討をいただきたいなというふうに考えております。

それから、議会だよりの充実、これにつきましては、これから私どもも編集に関する議員研修、それから、編集チームによる詳細な協議の場を設けていかなければいけないと感じます。

また、今すぐできることでは、スマホアプリ「マチイロ」での配信、こういうことは早急に実施できると考えております。

それから、パソコン・タブレットの持ち込み、これについてもまだまだ課題はあるとしても、前向きに例規集のペーパーレス化という観点から考えていく必要があるかなと思っておりまして、これも委員会で議論をこれから重ねてまいります、やはり言葉だけではなく、実際のデモンストレーションも含めて施行に向けた導入検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、特定所管事務調査、これにつきましても、委員会活動に関係することでもございますし、議会運営委員会の協議も必要でございますので、それらについては担当の委員会のほうに委ねていきたいと思いますが、議会基本条例に掲げております政策提言・立案ができる議会という意味では、この制度を真剣に考えていく必要があるというふうに考えております。

あと、それぞれ委員から詳細な所感が出ておりますので、御高覧いただきたいと思っておりますか

これで広報広聴常任委員会からの報告にかえさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 広報広聴常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これで、広報広聴常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第2 第133号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第2、第133号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本議案は、去る12月11日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年12月11日に審査付託のありました、第133号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、12月11日に第19回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第133号議案の主な内容は、令和元年11月4日、市が管理する林道細野白口線において、横断排水口のグレーチングがはね上がり、車両が破損し、修理等が必要となったため、損害に係る和解と損害賠償の額を決定するものです。

和解の内容につきましては、過失割合について市100%とし、車両の修復に係る費用37万6,728円を賠償するものです。

審査の結果、第133号議案については、やむを得ないものと判断し、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第133号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第133号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第134号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第3、第134号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る12月11日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和元年12月11日に審査付託のありました、第134号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正については、12月11日に第19回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第134号議案の主な内容は、条文の中で引用している水道法施行令の政令番号について誤りがあったため、改正するものであります。

審査の中で委員からは、誤りを見抜くチェック体制等についての指摘がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第134号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

第134号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第134号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

第134号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 発議第3号

○議長(東 豊俊君) 日程第4、発議第3号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

本発議は、総務経済常任委員長から提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 発議第3号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、御説明を申し上げます。

このたびの提案の趣旨につきましては、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効するに当たり、引き続き過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を維持していくため、新たな過疎対策法の制定について、地方自治法第99条の規定に基づく意見書により、国関係機関に提出する提案でございます。

御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

発議第3号を採決いたします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

発議第3号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第5 所管事務等調査について

○議長(東 豊俊君) 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

（「動議」の声あり）

○議長（東 豊俊君） ただいま飯田議員から動議の声が上がりました。

賛成者はいませんか。

（「賛成」の声あり）

○議長（東 豊俊君） この動機は賛成者がいますので、成立いたしました。

この動議を日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1として議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（東 豊俊君） 起立少数であります。

暫時休憩します。

午前10時05分休憩

---

午前10時08分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま動議が提出されましたけども、動議の件名について当初ありませんでしたので、再度、動議提出者の動議の件名の発言を許可します。

11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 私は、今回、実践型地域雇用創生事業に関する調査特別委員会の設置を提案するものです。

○議長（東 豊俊君） ただいま飯田議員から動機の提出がありまして、この動議に賛成者もいましたので、この動議の成立を認めまして、再度この動議を日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1として議題とすることについて採決をいたします。再度になりますが、よろしく願います。

この採決は起立によって行います。

この動機を日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○議長（東 豊俊君） 起立少数であります。

したがって、この動議は日程の順序を変更して、直ちに追加日程 1 として議題とすることは、否決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、第88回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたり御苦労さまでした。

第88回宍粟市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に上程されました案件は、にしはりま環境事務組合規約の変更をはじめ（仮称）一宮市民協働センター建設工事請負契約の変更について等、いずれも重要な案件ばかりでございましたが、議員各位の御精励により、全て適切妥当なる結論にて議了いたしました。

また、国に対し、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出となりましたこと、御同慶に存じます。

ただ、去る11月5日より報道されております雇用創生協議会の不正受給の問題は、いまだに解決に至ってはおりません。この件につきましては、市が第三者委員会を設置する中で、全容解明を行うこととしておりますことから、今後はその進捗状況を厳しく見ていきながら、私たち議会としては適切な対応をしていかなければなりません。

さて、今日は師走18日、今年も残すところ13日となりました。議員各位には、これから年末にかけて多忙な日々が続くと思いますが、御健康に十分御留意をされますよう、そして、以前から申し上げておりますが、常に市民の皆様とともに歩んでいただけますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

○市長（福元晶三君） 第88回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月29日に開会をいたしました第88回宍粟市議会定例会は、東議長、林副議長をはじめ議員各位の皆さんの御精励によりまして、全議案につきまして滞りなく議了

いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今定例会では、宍粟市一宮市民協働センター条例の制定、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例の廃止、令和元年度一般会計補正予算等々、追加議案を含め32件の議案につきまして、慎重に御審議いただき、議決をいただきました。ここに改めてお礼を申し上げます。

また、一般質問等におきましても、いろいろと御意見、御提言をいただきました。特に、宍粟市雇用創生協議会についても大変御心配等々、いろいろいただきました。全力を挙げて全容解明について、ただいま取り組んでおるところであります。

いずれにしましても、それぞれ重要な課題でありますので、今後、市政を運営する中でそれぞれ真摯に取り組んでまいりたいと、このように思っております。改めてであります。ありがとうございました。

さて、来年はいよいよ東京2020オリンピックとパラリンピックが開催されます。本市におきましても、来年の5月24日にオリンピック聖火リレーが音水湖を通過します。パラリンピック聖火フェスティバルはビジットと呼ばれる展示も含め、8月13日から17日までの5日間、市内各地を巡回する予定としております。昨日17日には、御存じのとおり、聖火ランナーの一部と、具体的なコースの発表もあったところであります。その中であって、音水湖の聖火は一部湖面をカヌーでこぐルートとなり、大変期待をしておるところであります。

いよいよこれから本格的な寒さに向かうところではありますが、議員各位には、なお一層健康に十分御留意をされ、ますます御活躍いただきますとともに、御家族おそろいですばらしい新年をお迎えになりますよう、あわせて市民の皆様にとりましても、新年が平穏で希望ある年となりますよう、心から御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前10時13分 閉会)



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 東 豊 俊

宍粟市議会議員 宮 元 裕 祐

宍粟市議会議員 榎 橋 美 恵 子